

学校の部活動に係る活動方針について

札幌市立明園中学校

1 部活動の意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化等に親しむことで、生徒の資質・能力の育成を目指すものである。また、他学年と交流の中で、生徒同士はもちろんのこと、教員と生徒との人間関係の構築をねらいとするものである。また、生徒自身が部活動を通して、自己肯定感や自己有用感を高めるなど、教育的意義をねらいとするものである。

そして、スポーツや文化等に親しむ中で、自己の適正等に応じて、生涯にわたるスポーツや文化等の関わりを学ぶものである。

2 開設する部活動及び指導者

部活名	指導者
女子バレーボール	盛 乃々花・寺尾 悠一郎（特別外部指導者）
男子バスケットボール	三川 立誠・木村 聡之
女子バスケットボール	寺田 将康・木村 聡之
バドミントン男女	林 真子・瀬田 科子
サッカー	渡辺 宏輝・新保 陽介・福嶋 仁（部活動指導員）
野 球	柳剛 好明（校長）・高岡 茂夫（部活動指導員）
美 術	後藤 由紀子
将 棋	木村 智
書 道	今渡 有美

3 運営のための体制整備

部活動の運営にあたり、明園中学校体育・文化振興会と呼び（以下振興会という）事務局を明園中学校内に置く。その運営に当たっては、会則及び施行細則を設ける。

【役員】

会 長	先名 孝巨
副 会 長	大場 いづみ・菊池 佳枝・相澤 聖子（教頭）
事務局長	三川 立誠
事務局員	瀬田 科子・寺田 将康
会 計	橋本 若奈
会計監査	原田 真由子・茂泉 壘

4 指導・運営に当たっての留意点

(1) 安全の確保

- ①部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、活動における事故等の発生時の対応手順について、確認をしておく。
- ②部活動顧問は、専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態及び活動における安全の確保等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 熱中症事故の防止等

- ①熱中症事故の防止の観点から、これまでの札幌市の通知や熱中症予防運動指針（日本体育協会）及び気象庁の高温注意情報等を参考に、高温や多湿時において、部活動（大会、練習試合等も含め）が予定されている場合については、活動の配慮、延期や中止等の対応について、徹底を図る。

②部活動顧問は、生徒が活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。また、万一熱中症が疑われた場合には、保護者との連携を図りつつ、体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

(3) バランスのとれた活動

①部活動顧問は、部活動には様々な競技力や技術力をもった生徒が集まり、多様な技能レベルや多様なニーズがあることを理解し、部活動に参加するどの生徒にも、持続可能な活動となるように配慮した部活動運営を心掛ける。

②運動部活動指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、限られた時間の中で効果的な指導を行う工夫をすること。

③文化部活動指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること等を正しく理解すること。生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能等の向上などそれぞれの目標を達成できるよう、限られた時間の中で効果的な指導を行う工夫をすること。

(4) 女子の指導に当たって

部活動顧問は、女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

5 札幌市立学校における部活動活動基準 (本校のおさえとして補足した部分は下線)

- 1 少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
→月に1回、家庭の日を設定する。
- 2 毎週、土曜日または日曜日(以下「週末」という。)のいずれかを休養日とする。
→中体連、新人戦等の大会前についても、原則この通りとする。
- 3 少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- 4 通常の活動時間は、長くとも平日2時間程度とする。
→5時間授業の日も同様とし、原則平日の活動場所の割り当てで前後半の区切りはつけない。
- 5 土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
- 6 長期休業期間中の休養日の設定は学期中に準じた取り扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
→大会等が実施される場合を除き、夏季休校日や冬季休校日、年末年始の学校閉庁日をオフシーズンとし、その期間中の活動は行わないこととする。
- 7 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
→土曜日に大会があった場合、日曜日は休養日とする。
→日曜日に大会があった場合、前日の土曜日に練習することは可能だが、日曜日の休養日分を平日に振り替える。
→土日どちらも活動する場合は、活動基準から考えると例外的なので、部活動予定表(または部独自で作っている部活予定表等)に説明を書き加えて、保護者に周知する。(本文振事務局と管理職には、保護者に伝える前に確認をとる。)

※ 過度な活動とならないよう留意する。

6 その他

活動に当たっては、生徒に対して、活動の心得や規則について、周知する。また、年度ごとに、この活動方針の見直しを行う。